

ニューヨークにおける観光プロモーション実施事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ニューヨークにおける観光プロモーション実施事業業務

2 委託業務の目的

富山県では、一般的に訪日旅行における滞在日数が長く、観光消費額も多い欧米豪市場を新規市場として捉え、なかでも、知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者の誘客を積極的に進めていくこととしている。

アメリカ「ニューヨークタイムズ紙」の「2025年に行くべき52カ所」で富山が選ばれたことを契機に、本年度、アメリカ・ニューヨーク市において、富山の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を発信する観光プロモーションを実施し、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

4 委託業務の内容

委託業務の目的を踏まえたうえで、下記のとおり観光プロモーションを実施すること。実施内容については、県と協議、調整を充分に行ったうえで業務を行うこと。

(1) 開催地

アメリカ・ニューヨーク市

(2) 観光プロモーション実施時期

令和7年11月13日（木）から16日（日）

※業務の目的を踏まえたうえで効果的な日程及び時間帯について提案すること。

(3) 観光プロモーション実施内容

観光プロモーションには下記の内容を含めること。

	月日	時間	内容	会場
①	11月13日(木)	18時から20時	観光PRセミナー 及びレセプション	在ニューヨーク日本国総領事公邸（以下、「公邸」という。） ※1
②	11月14日(金)	提案による ※2	食を通じた観光PR	提案による ※2 （ニューヨーク市内の飲食施設等）
③	11月15日(土) 11月16日(日)	提案による ※3	観光PRイベント	提案による ※3 （Japan Village 又はニューヨーク市内の日本文化発信拠点、商業施設等）

※1 公邸の11月13日（木）の利用について仮予約済み。会場使用は無償で調整済み。

- ※2 会場はニューヨーク市内の飲食施設等とし、効果的なPRが可能となる適当な会場、時間帯について提案すること。
- ※3 Japan Village (934 3rd Avenue, Brooklyn, NY 11232) の2階催事エリア #6、#7、茶室を、11月15日(土)、16日(日)終日の利用について仮予約済み。より効果的なPRが可能となる適当な会場、時間帯があれば提案すること。Japan Village の概要、会場図面等については、別添資料を参照すること。

(4) プロモーションの詳細について

富山県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を活かし、アメリカの高付加価値旅行者や現地の旅行会社やメディア等に訴求可能な観光PRイベントを開催すること。

①公邸における観光PRセミナー及びレセプション

○イベントの企画・運営

- ・公邸において、現地の旅行会社やメディア等を対象とするイベントを開催すること。
- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・イベントは、県及び在ニューヨーク日本国総領事館(以下、「総領事館」という。)の共催とし、構成は①観光PRセミナー、②レセプションの二部制とすること。
- ・参加者は現地の旅行会社やメディア等で60名程度を想定すること。
- ・会場利用について、総領事館と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- ・イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- ・県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。

○会場の設営・展示・装飾

- ・本県の魅力を発信し、参加者の興味を喚起するよう設営・展示・装飾を行うこと。
- ・県及び総領事館と調整のうえ、会場の設営に必要な什器・備品の手配を行い、展示終了後は備品を撤去すること。
- ・イベントでの配布資料(観光PR資料等)、受付名簿など、開催に必要な資料等を用意すること。
- ・公邸の概要、会場図面等については、機密事項を含むため、公募型プロポーザルの終了後、契約候補者にのみ提示する。

○招待客の選定・取りまとめ

- ・本県への誘客促進が見込める現地の旅行会社やメディア等の招待客を選定し、60名程度を招待すること。
- ・招待客の選定にあたっては、県及び総領事館と協議のうえ決定すること。
- ・イベントの招待状を作成し、招待客に送付し、出欠の取りまとめを行うこととし、招待客情報は県及び総領事館へ提出すること。
- ・招待可能な現地の旅行会社やメディア等を具体的に提案すること。

○観光 PR セミナーの実施

- ・観光 PR セミナーでは、県関係者が、本県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力について 15 分程度の英語でのプレゼンテーションを行うことを想定すること。
- ・プレゼンテーション用資料（英語版）については、県と協議のうえ作成し、適宜翻訳・調整を行うこと。

○レセプションの実施

- ・レセプションでの料理は公邸料理人が担当することを想定し、料理や飲料の提供については県及び総領事館と協議のうえ決定すること。
- ・料理や飲料の一部に、県産食材や飲料を使用すること。
- ・県及び総領事館と協議のうえ、必要となる県産食材、飲料等を手配し会場に届けること。
- ・使用食材、飲料等の品質管理（流通段階での温度管理等）に十分注意すること。
- ・ニューヨーク近隣に在住する本県ゆかりの寿司職人による実演、又は県産食材、県産米を利用した寿司のケータリング等の内容について提案すること。
- ・実演等の内容は現地の旅行会社やメディア等に訴求可能な内容とすること。

○伝統工芸の魅力発信

- ・観光 PR セミナー又はレセプションにおいて、本県の伝統工芸士 1 名（井波彫刻師を想定）による本県の伝統工芸の魅力発信を行うこととし、実演等の内容について提案すること。
ただし、派遣する職人は、県において調整し選定するものとする。
- ・実演等の内容は現地の旅行会社やメディア等に訴求可能な内容とすること。
- ・伝統工芸士の滞在に係る謝礼・渡航費・滞在費（現地での移動費は除く）・物品等の国内外輸送費を本委託に含めること。企画提案時の見積もりの作成にあたっては 120 万円を見込むこと（見込額と実際の経費は、異なる場合がある）。

② ニューヨーク市内の飲食施設等における食を通じた観光 PR

○OPR の実施

- ・ニューヨーク市内の飲食施設等において、来店者に対し県産食材や飲料等を提供し、県の魅力を PR すること。
- ・PR では県産食材、飲料等を使用することとし、県と協議のうえ決定すること。
- ・県及び飲食施設と協議のうえ、必要となる県産食材、飲料等を手配し会場に届けること。
- ・当日の企画、準備、管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。
- ・会場候補となる飲食施設等として、具体的に複数提案すること。

③ Japan Village 又はニューヨーク市内の日本文化発信拠点、商業施設等における観光 PR イベント

○イベントの企画・運営

- ・ Japan Village 又はニューヨーク市内の日本文化発信拠点、商業施設等において、一般消費者を対象とする観光 PR イベントを開催すること。
- ・ イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・ イベントの全体構成（会場、コンセプト、時間帯、主な内容等）を提案すること。
- ・ イベントの円滑な開催に必要なスタッフや通訳を配置すること。
- ・ 県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。

○広報・プロモーション

- ・ イベント開催について情報発信を積極的に行い、集客に努めること。
- ・ 県が制作した動画等を活用し、効果的に PR すること。
- ・ イベント実施後も実施した内容について、SNS 等を使って効果的に発信すること。

○伝統文化の魅力発信

- ・ 本県の伝統工芸士 1 名（井波彫刻師を想定）による本県の伝統工芸の魅力発信を行うこととし、実演等の内容について提案すること。派遣する職人は、(4) ①公邸でのイベントと同一人物であると想定すること。

(5) その他の観光プロモーション

- ・ (4) ①②③に限らず、本県の魅力を発信するための効果的な観光プロモーションの手法や内容がある場合は提案すること（他の会場での観光 PR イベント、展示販売、広告掲載、旅行会社やメディアへのセールスなど）。

(6) その他

①現地対応

- ・ プロモーションの実施に係る現地対応の責任者およびスタッフを用意すること。
- ・ プロモーションで必要となるパソコン、Wi-Fi 等の通信設備を手配すること。

②フォローアップ

- ・ プロモーションの参加者、来店者等に対しアンケートを行うなど、参加者の反応、現地ニーズの把握等に努めること。
- ・ 行事終了後も、プロモーションの成果について積極的に情報発信を行うこと。
- ・ プロモーションの成果として、現地メディアでの紹介をはじめ、実施後に反響があった場合は、県に情報提供すること。

③経費

- ・ プロモーションの実施に係る国内外輸送費、関税、VAT（付加価値税）などの実費は本委託に含めること。プロモーションに必要な備品、食材等の輸送を行う場合は、検疫や通関等、必要となる一切の手続きを行うこと。
- ・ 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

- (1) 実績報告書（紙媒体 1 部、電子媒体 1 部）

- ① イベント来場者数、イベントの評価等
 - ② アンケート集計結果
 - ③ 写真
 - ④ プロモーション後の成果（来県実績や問い合わせ実績）
 - ⑤ 本業務により作成したデータ等
 - ⑥ その他富山県が必要と認める資料等
- (2) 成果物に関する著作権等
- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
 - ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
 - ③ 制作の都合上やむを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。
 - ④ 県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償で使用できるようにすること。

6 その他

- (1) 現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (4) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。